

令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務に 関する業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

県内企業等の中華人民共和国での事業展開を現地で支援する「岡山県内企業等中国事業展開支援業務」について、(株)マイツを相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、(株)マイツ以外の者で下記2の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者から提案書等の提出を招請するものである。

確認の結果、下記2の参加資格を満たすと認められる者からの提案書等の提出がない場合は、(株)マイツとの随意契約手続に移行する。

なお、下記2の参加資格を満たすと認められる者からの提案書等の提出があった場合は、(株)マイツと当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年2月27日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務
- (2) 業務内容 令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 契約限度額 4,856,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること（国内法人、現地法人のいずれであっても、本企画提案への参加が可能。ただし、利用者や県との連絡調整が円滑に行える体制を確保すること。なお、契約締結後に業務の全部又は主体的な部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委託する場合は、あらかじめ書面により県の承諾を得る必要がある。）。
- (3) 本件企画提案実施公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡

山県の指名除外を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 法人税、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部マーケティング推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：(086) 226-7365

FAX：(086) 226-7841

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)等を提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 企画提案参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年2月27日（金）から同年3月6日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/320/>)

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年2月27日(金)から同年3月6日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

ア) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号) (1部)

イ) 会社概要(4部)

ウ) 登記事項証明書(受付日から3か月以内に発行されたものの写し) (1部)

エ) 財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書) (1部)

オ) 納税証明書(最新決算年度の確定申告の法人税・法人事業税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し) (1部)

カ) (岡山県暴力団排除条例に係る) 誓約書(様式第2号) (1部)

※ ただし、岡山県から物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、ウ)～カ)の書類の提出は必要ないものとする。

※ この企画提案に参加を希望する者が現地法人である場合など、やむを得ない事情により提出が困難な書類がある場合、県と協議のうえ、当該書類の提出を省略することができる。

エ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、参加資格の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年3月12日(木)までに上記3の宛先にファックスする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 質問の受付

本公告に関して疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

ア 受付期間及び方法

質問は、令和8年3月6日(金)午後5時までに質問書(様式第3号)を電子メールにより提出すること。電話又は口頭による質疑には応じない。

送信先アドレス: marketing @pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「中国事業展開支援業務/質問書」とすること。

イ 回答

電子メールにより回答する。

6 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年3月17日(火)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

ア) 提案書【様式第4号】(原本1部+写し3部)

イ) 企画提案書【任意様式。A4縦(横書き)左綴り。以下同じ】(4部)

ウ) 見積書【任意様式。代表者印を押印したもの。】(原本1部+写し3部)

エ) 見積書積算内訳【様式第5号】(4部)

エ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

オ その他

企画提案書等の作成に当たっては、「令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務企画提案書作成方法等説明書」を参照すること。

企画提案書等提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 現地確認

県は、次のとおり現地確認を行う。ただし、中国上海市等の状況により現地確認が難しいと県が認めるときは、書類審査をもって代えることとし、その場合は、別に通知する。

なお、過去に当該業務に関して現地確認を行った企業等で、業務実施場所や業務実施体制について大幅な変更がない企業等については、現地確認を省略するも

のとする。

ア 日 時 令和8年3月18日（水）から23日（月）（予定）

イ 場 所 企画提案書に記載する業務実施場所（中国上海市内）

ウ 内 容 企画提案書に記載する次の項目について確認を行う。

- ・業務実施場所 オフィス及び面談スペースの概要
- ・業務実施体制 電話・相談受付体制(計画)及び業務実施者の経歴等

(3) ヒアリング

県は、上記2に記載の参加資格を満たすと認められる者からの提案書等の提出があった場合は、必要に応じて、次のとおりヒアリングを行う。

ア 日 程 令和8年3月18日（水）から23日（月）（予定）

※上記期間内で日程調整を行い、1時間程度ヒアリングを実施する。

イ 場 所 企画提案書に記載する日本法人もしくは岡山県庁（オンライン可）

ウ 内 容 企画提案書に記載する次の項目等について確認を行う。

- ・業務実施場所 オフィス及び面談スペースの概要
- ・業務実施体制 電話・相談受付体制(計画)及び業務実施者の経歴

(4) 審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、「令和8年度岡山県内企業等中国事業展開支援業務企画提案書作成方法等説明書」記載の評価基準に基づき審査し、審査結果については、速やかに提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

7 契約書作成要否

要

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を県に納付しなければならない。なお、岡山県財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 契約を締結する際に、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう県が求めることがある。

(2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該

提案者は失格とする。

- (3) 参加申込書及び企画提案書等の作成、現地確認への対応、企画提案書の説明に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。
- (5) 令和8年度当初予算が岡山県議会で議決されない場合、事業を行わないことがある。この場合、(3)同様に県は提案等に要した費用を負担しない。